

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 17 号
地域資源マネジメント研究科研究倫理委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地域資源マネジメント研究科（以下「本研究科」という。）で行われる人及び人に関わる情報を対象とする研究について、倫理的観点から審査するため、地域資源マネジメント研究科倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、研究における倫理のあり方に係る基本的事項についての調査・審議及び別に定める申請者からの申請並びに研究科長からの諮問に基づき、研究に係る研究計画書の倫理上の審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本研究科教員から選出された委員 2 名
- (2) 外部委員 1 名

2 地域資源マネジメント研究科長は必要に応じて委員会に出席することができるものとする。

(任期)

第 4 条 前条に定める委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 3 分の 2 を越える出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、研究の実施責任者又は第三者を会議に出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。

(議事の記録)

第 8 条 委員会の議事については、議事録に記録しておかなければならない。

(公表)

第 9 条 前条の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシー保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に係る部分については、その研究実施責任者の同意を得るものとする。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。